

訪問介護 利用料金表

・訪問介護利用料

令和6年4月1日改定

1回あたりの基本利用料

種別	時間・内容等	単位数	単価 (円)	介護報酬額 (円)
身体介護	20分未満	163	10.84	1,767
	20分以上30分未満	244	10.84	2,645
	30分以上1時間未満	387	10.84	4,195
	1時間以上	567	10.84	6,146
	以降30分毎	82	10.84	889
身体介護後の生活援助	20分以上45分未満	65	10.84	705
	45分以上70分未満	130	10.84	1,409
	70分以上	195	10.84	2,114
生活援助	20分以上45分未満	179	10.84	1,940
	45分以上	220	10.84	2,385

* 上記自己負担額は、1回あたりの金額です。1カ月に複数回または、複数種類のサービスを利用した場合、上記負担額は、単位数の総合計をもとに単価、保険給付率を乗じて算出しますので、上記自己負担額を合計した場合の金額と端数分の差異が生じます。

・上記以外、事業所の体制要件等に基づき次の加算があります。

加算名称	内容
初回加算	新規ご利用者に対して1回のみ200単位加算します。
介護職員処遇改善加算 (I)	13.70%
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の2.4%

- * 1 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増しとなります。
・深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。
- * 2 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- * 3 やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

・キャンセル料

訪問介護サービスをご利用の方は、下記のようにキャンセル料金をいただきます。キャンセルされる場合はお早めにご連絡ください。

(連絡先 0476-37-7545)

①ご利用日の前日、午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前日、午後5時までにご連絡がなかった場合	基本料金の10%
③サービス中止のご連絡がない場合	基本料金の10%

・その他

利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

成田市訪問型サービス（独自） 利用料金表

・利用料

令和6年4月1日

基本利用料

種別		時間・内容等		単位数	単価 (円)	介護報酬額 (円)
訪問型サービス（独自）	I	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	月	1,176	10.84	12,748
	II	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	月	2,349	10.84	25,463
	III	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	月	3,727	10.84	40,401

* 上記自己負担額は、1月あたりの金額です。上記負担額は、単位数の総合計をもとに単価、保険給付率を乗じて算出しますので、上記自己負担額を合計した場合の金額と端数分の差異が生じます。

・上記以外、事業所の体制要件等に基づき次の加算があります。

加算名称	内容
初回加算	新規ご利用者に対して1回のみ200単位加算します。
介護職員処遇改善加算（I）	13.70%
介護職員等ベースアップ等	<u>所定単位数の2.4%</u>

* 1 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増しとなります。

・深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

* 2 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

* 3 やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

・その他

利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

富里市訪問型サービス（独自） 利用料金表

・利用料

令和6年4月1日

基本利用料

種別		時間・内容等		単位数	単価 (円)	介護報酬額 (円)
訪問型サービス（独自）	I	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	月	1,176	10.84	12,748
	II	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	月	2,349	10.84	25,463
	III	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	月	3,727	10.84	40,401

* 上記自己負担額は、1月あたりの金額です。上記負担額は、単位数の総合計をもとに単価、保険給付率を乗じて算出しますので、上記自己負担額を合計した場合の金額と端数分の差異が生じます。

・上記以外、事業所の体制要件等に基づき次の加算があります。

加算名称	内容
初回加算	新規ご利用者に対して1回のみ200単位加算します。
介護職員処遇改善加算（I）	13.70%
介護職員等ベースアップ等	<u>所定単位数の2.4%</u>

* 1 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増しとなります。

・深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

* 2 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

* 3 やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

・その他

利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

酒々井町訪問型サービス（独自） 利用料金表

・利用料

令和6年4月1日

基本利用料

種別		時間・内容等		単位数	単価 (円)	介護報酬額 (円)
訪問型サービス（独自）	I	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	月	1,176	10.84	12,748
	II	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	月	2,349	10.84	25,463
	III	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	月	3,727	10.84	40,401

* 上記自己負担額は、1月あたりの金額です。上記負担額は、単位数の総合計をもとに単価、保険給付率を乗じて算出しますので、上記自己負担額を合計した場合の金額と端数分の差異が生じます。

・上記以外、事業所の体制要件等に基づき次の加算があります。

加算名称	内容
初回加算	新規ご利用者に対して1回のみ200単位加算します。
介護職員処遇改善加算（I）	13.70%
介護職員等ベースアップ等	<u>所定単位数の2.4%</u>

* 1 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増しとなります。

・深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

* 2 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

* 3 やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

・その他

利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

栄町訪問型サービス（独自） 利用料金表

・利用料

令和6年4月1日

基本利用料

種別		時間・内容等		単位数	単価 (円)	介護報酬額 (円)
訪問型サービス（独自）	I	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	月	1,176	10.84	12,748
	II	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	月	2,349	10.84	25,463
	III	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	月	3,727	10.84	40,401

* 上記自己負担額は、1月あたりの金額です。上記負担額は、単位数の総合計をもとに単価、保険給付率を乗じて算出しますので、上記自己負担額を合計した場合の金額と端数分の差異が生じます。

・上記以外、事業所の体制要件等に基づき次の加算があります。

加算名称	内容
初回加算	新規ご利用者に対して1回のみ200単位加算します。
介護職員処遇改善加算（I）	13.70%
介護職員等ベースアップ等	<u>所定単位数の2.4%</u>

* 1 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増しとなります。

・深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

* 2 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

* 3 やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

・その他

利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。